

返戻金制度について

当社は、有料職業紹介事業における求人者とのお取引において、採用された人材が早期に退職された場合の返戻金制度（以下「返戻金制度」という）を設けております。

以下に当社の主な返戻金制度の例示を公開いたします。

＜返戻金制度の適用条件および内容の例示＞

返戻金制度は、以下に定める退職理由および在籍期間を前提に適用されます。

採用された人材が入社後、求人者への入社日から起算して設定期間内に、本人の一身上の都合、または本人の責を理由とする解雇（整理解雇または求人者の一方的による解雇は除く）により退職した場合は、当社はその在籍期間に応じて、支払われた紹介手数料を求人者に返金するものとします。

在籍期間	返戻金の割合
1 ヶ月以内	80%
3 ヶ月以内	50%

株式会社シーティーイー

許可・届出受理番号：13-ユ-319320